

2018年11月15日

中野区長 酒井直人 殿

日本共産党中野地区委員会

日本共産党議員団

2019年度予算編成に対する要望書の提出にあたって

発足から6年が経とうとしている安倍政権による政治はあらゆる面で破綻が明らかです。民意無視の強権支配、嘘・隠蔽の政治、「戦争する国づくり」への暴走、経済・外交の行きづまり。どの点から見ても、日本の政治は大きな転換を迫られています。

特に「アベノミクス」によって国民の暮らしが一向に向上していないことは隠しようがありません。安倍政権のもとで暮らしと経済の土台が悪化しています。

また、安倍首相は憲法尊重擁護義務を無視して、日本を海外で「戦争する国」にするために憲法9条改定への異常な執念を見せています。今、政治に求められているのは、憲法を変えることでなく、憲法を生かした政治を行うことです。

都政では、小池都知事による豊洲市場開場の強行という公約やぶり、外環道建設などの大型開発推進による自民党政治への回帰が鮮明になっています。10月に行われた横田基地へのオスプレイ配備も都民の命と暮らしを脅かすものです。

中野区において6月に行われた区長選挙は区民の切実な願いに耳を傾けず、自らの政策を押し付けるばかりであった前区政のあり方が大きく問われるものとなりました。そして現区政が誕生し、区民参加によって政治の転換が始まっています。こうした中で編成される中野区の来年度予算は何よりも「住民の福祉の増進」を目的とする地方自治体の役割に基づいて、区民の暮らしと命を支え、政治への信頼を高めるものとしていかなければなりません。

国による社会保障改悪に対する対応では、高すぎる国民健康保険料の問題、「保険あって介護なし」とまで言われている介護保険の改善や基盤の整備、人材の確保が求められています。前区政の下で区立保育園全園民営化が進められてきており、区民の間に不安を引き起こしてきました。子ども施策では待機児童の解消を前面に据えた政策の転換が求められています。また小中学校体育館のエアコン導入が喫緊の課題となっています。自然災害に対しては、被害を生まないまちづくりが必要です。その際には住宅耐震化とともに、避難所の改善に取り組むべきです。この間、ユニバーサルデザインという言葉に象徴されるように“多様性”が重要な課題となっています。誰もが安心して暮らせる区政運営を期待するものです。

本要望書は、区内各団体と懇談を重ね、多くの区民から寄せられた声をもとに作成しました。実現に向けた積極的な予算への計上を要望いたします。

以上

目次

I. 区民のいのちと健康を守るために	1
1. 暮らしを支える介護サービス等の改善を	
2. 高齢者福祉の充実を	
3. 国民健康保険事業・後期高齢者医療の改善を	
4. 生活保護と自立支援の拡充を	
5. 医療・区民健診等の充実を	
II. 障害者福祉の充実を	4
1. 障害者の権利保障を	
2. 地域における生活援助、住居の保障を	
3. 就労支援策の強化、障害者の所得保障にむけた支援を	
4. 医療・療育環境の充実を	
III. 子どもたちのすこやかな発達を	5
1. 認可保育園の増設と保育施策の充実を	
2. 幼稚園の充実を	
3. 児童館・学童クラブの充実を	
4. 子どもの育つ環境の整備を	
IV. どの子にもゆきとどいた教育を	7
1. 教育条件の改善を	
2. いじめや不登校対策、障害児教育などの充実を	
3. 学校給食の安全対策を	
4. 学校施設の整備・改善、学校図書館や部活動の充実を	
5. 自主性、主体性を尊重した豊かな中野の教育を	
V. 社会教育・文化・スポーツの充実を	10
1. スポーツ・文化施策の充実を	
2. 図書館の充実を	
3. 中・高生施策の充実を	
VI. 青年の就労・自立支援の充実を	11
VII. 中小企業・商店街支援の強化を	11
1. 区内の中小小売店の営業と地域環境を守るために	

2. 区内業者の育成と優先発注及び契約の改善を
3. 融資制度の改善を
4. 倒産・失業等への支援策を

VIII. 災害に強い中野をめざして……………13

1. 大震災に備えた対策を
2. 水害から区民を守るために

IX. 安心して住み続けられる中野のまちに……………14

1. 性の平等、誰もが尊厳を持って生きられる社会をめざして
2. 公園の利用と管理運営の改善を
3. 福祉のまちづくりの理念にそった環境改善を
4. 中野駅周辺まちづくりについて
5. 西武新宿線沿線連続立体交差事業と沿線まちづくりについて
6. 良質な住宅環境の整備と支援を
7. 区民本位の交通対策を
8. 自転車・バイクの安全と放置対策を
9. 動物愛護と管理の推進を

X. 資源循環社会の実現を……………17

1. 即時原発ゼロ・地球温暖化抑止をめざし、再生可能エネルギーへの転換を
2. 食の安全対策を
3. 公害・環境破壊から区民を守るために
4. ごみゼロの推進と清掃事業の充実を

XI. 平和と民主主義、住民自治の発展を……………19

1. 憲法擁護・非核平和事業の充実を
2. 区民参加を広げ、住民自治の発展を
3. 情報化推進と個人情報保護の徹底を

XII. 区民本位の民主的行財政改革を……………20

1. 財政力強化のため
2. 民主的かつ効率的な区政運営を
3. 働きやすい職場で区民サービスの向上を

1. 区民のいのちと健康を守るために

1. 暮らしを支える介護サービス等の改善を

- (1) 第7期介護保険事業計画の実行においては、以下の点を踏まえること
 - ① 特養ホームと老人保健施設を整備すること
 - ② ショートステイの拡充に努めること
 - ③ 認知症グループホーム、小規模多機能、都市型軽費老人ホームなど地域密着型支援事業を増やすこと
 - ④ 看護小規模多機能型居宅介護事業の実施を検討すること
 - ⑤ 区直営型による地域包括支援センターの増設を図るとともに、地域包括支援センターの人員を増やすこと
 - ⑥ 介護給付費準備基金積立金を活用するなど、介護保険料を引き下げるよう努めること
- (2) 利用料の負担軽減策を実施すること
 - ① 利用料負担割合の引き上げによる高齢者家計への影響を把握するとともに、区独自の軽減策の実施を検討すること
 - ② 低所得者も入所できるように特養ホーム・老人保健施設の利用助成を検討すること
- (3) 「介護予防・日常生活支援総合事業」について
 - ① 介護予防訪問型・通所型サービスである「現行相当サービス」については、新年度もその介護報酬は100%を継続させること
 - ② 介護の内容の低下が懸念される「基準緩和サービス」の実施は見直すこと
- (4) 不足する介護職人材の確保を抜本的強めること
- (5) 要介護認定率や1人あたりの介護給付費を勘案した評価指標の見直しを国に求めること

2. 高齢者福祉の充実を

- (1) 認知症対策の強化に努めること
 - ① 認知症に対する理解を深める啓発を行うこと
 - ② 認知症対策ネットワークの構築を検討すること。特に、一人暮らし・老々介護世帯への緊急支援体制を構築すること
 - ③ 専門職による認知症専用の窓口を設置すること
 - ④ 認知症高齢者のグループホームに対する支援を強化すること
 - ⑤ 認知症カフェへの支援を進めること
- (2) すこやか福祉センターについて
 - ① 施設整備と職員体制を充実・強化すること
 - ② アウトリーチによる相談・支援の体制を強化すること

- (3) 友愛クラブへの支援を強めること
 - ① 高齢者を対象とした事業を鑑み、施設使用料の軽減を図ること
 - ② 会員増に向けた宣伝などを支援すること
- (4) シルバー人材センターへの区発注を増やすとともに、補助金を増額すること
- (5) 家族介護者の負担軽減・休養のため、要介護者を対象とした区独自のヘルパーサービスを創設すること
- (6) リフト付き福祉タクシーサービスの対象者の拡大と給付の増額を図ること
- (7) 高齢者補聴器購入費の助成を検討すること

3. 国民健康保険事業・後期高齢者医療の改善を

- (1) 区による法定外繰入金は継続させ、国保料の値上げは行わないこと
- (2) 国保事業に対する国・東京都の支出金の増額を求めること
- (3) 国に更なる法定減額等の改善・拡充を求めること
- (4) 保険料と窓口負担の申請減免制度の周知徹底と活用を図ること。また、減額・免除の要件緩和と期間の拡大を図ること
- (5) 第二子以降の多子世帯への保険料の軽減措置を図ること
- (6) 国保短期証への切りかえは本人への事情の確認なしに行わないこと。また、資格証明書は発行しないこと
- (7) 特別調整交付金、保険者努力支援制度の評価指標のうち、収納率の向上に関する指標等については廃止を国へ要請すること
- (8) 保険料滞納者に対して生活に支障が生じるような差し押さえは行わないこと
- (9) 国保運営協議会の被保険者委員は公募枠とすること
- (10) 後期高齢者医療制度の軽減特例の復活を国に求めること

4. 生活保護と自立支援の拡充を

- (1) 以下の項目について国に求めること
 - ① 生活扶助費の削減をやめること
 - ② 老齢加算の復活と母子加算の増額、夏季加算の創設を行うこと
 - ③ エアコン設置は2018年4月以前の受給者も対象とすること
 - ④ エアコンの買い替え修理を一時扶助で対応できるようにすること
 - ⑤ 生活保護費は全額国庫負担とすること
- (2) 生活相談窓口を拡充し、面接員の体制を強化すること。相談者には正しく保護申請の説明と案内をすること
- (3) ケースワーカーを80世帯に1人の標準数まで増やすこと
- (4) ただちには一般就労が困難な人に、職業訓練・資格取得や社会的な居場所づくりなどの支援

を強めること

- (5) 教員OBや学生ボランティアなどの協力を得て、学習教室の開催、家庭訪問を実施すること
- (6) 生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業を継続し、対象学年を拡大すること
- (7) 無料・低額宿泊所の居住条件の改善を東京都に求めること

5. 医療・区民健診等の充実を

- (1) 子ども医療費無料制度を18歳まで拡大すること。また、制度の早期実現を国に求めること
- (2) 子どもの入院時の食事標準負担を助成対象とすること
- (3) ワクチン接種制度の充実に努めること
 - ① ロタウイルスワクチン2回目の接種に対する助成をすること
 - ② 日本脳炎ワクチン接種の対象年齢を緩和すること
 - ③ 低所得者・高齢者・小児に対する新型・季節性インフルエンザ予防ワクチンを無料で接種できるようにすること
- (4) 不妊治療と検査への費用助成を行うこと
- (5) 妊産婦タクシー券を支給すること
- (6) 難病患者福祉手当を増額すること
- (7) 健診制度の充実のため、以下の対策を講じること
 - ① がん検診、特定健診、後期高齢者健診、健康づくり健診は無料とすること
 - ② がん検診の対象者全員に受診券を送付すること
 - ③ 乳がん検診のマンモグラフィを毎年受診できるようにすること
 - ④ PSA（前立腺癌腫瘍マーカー）による前立腺癌検診を実施すること
 - ⑤ 胃がん健診に胃カメラを導入すること
 - ⑥ 被用者保険の扶養家族の健診を、「健康づくり健診」と同様の項目で実施すること
 - ⑦ 特定健診、後期高齢者健診の訪問健診を実施すること
 - ⑧ 眼科検診を40歳から75歳まで5年おきに行うこと
- (8) 在宅療養者緊急一時入院病床を4床に増やすとともに、現行の1床12,000円を18,000円に増額すること
- (9) がん治療など先進治療を受ける患者を対象に、治療費のローンの利子補給や負担軽減の制度を創設すること
- (10) 被害者への支援強化を行うこと
 - ① 被爆者見舞金を増額すること
 - ② 被爆二世の健康診断や医療費の助成を国・東京都に求めること
- (11) 無料低額診療事業の周知を図ること。また、調剤薬局を対象施設とするよう国に求めること
- (12) ウィッグ（かつら）や胸部補装具の購入費用助成を検討すること

II. 障害者福祉の充実を

1. 障害者の権利保障を

- (1) 重度障害者のグループホームを急いで整備すること
- (2) 応益負担の仕組みを残した障害者総合支援法は、抜本改正するよう国に求めること
- (3) 自立支援サービスの利用料負担について、区独自の軽減策を拡充すること
- (4) 区の発注による工賃を引き上げること
- (5) 障害者自立支援事業の報酬単価の引き上げを国に求めること
- (6) 「介護保険優先原則」の廃止を国に求めること
- (7) 障害者福祉手当（第二種）を 5,000 円に戻すこと
- (8) 精神障害者への福祉手当を創設すること
- (9) 障害者の高齢化に伴い、リハビリ訓練を受けられる施設の体制や送迎車両など、高齢障害者対策の具体化を図ること
- (10) 障害者雇用率の法定基準を守ること。区内事業者にも守らせること

2. 地域における生活援助、住居の保障を

- (1) 民間の事業所に区有施設を提供するなど、グループホームの増設を支援すること
- (2) 生活介護事業所を南部地域にも増やすこと
- (3) 緊急一時保護施設を増設すること。また、同性介助など専任の職員体制を強化すること
- (4) 障害者福祉住宅、バリアフリーの障害者アパートの増設を進めるとともに、施設・設備の充実を図ること
- (5) 医療ケアが必要な障害児（者）への支援のため、以下の対策を講じること
 - ① 中野区在住の障害児（者）の在宅療養・医療の支援のため実態調査を行うこと
 - ② 区内通所施設を利用できるよう体制の整備・強化を図ること
 - ③ 医療的ケアに対応した緊急一時保護やショートステイの充実を図ること
 - ④ 18歳以下の障害児の医療的レスパイトケアに対応できる施設を整備すること
 - ⑤ 居宅訪問事業の安定的な実施に努めること
 - ⑥ 送迎バスを利用できるようにすること
 - ⑦ 区立小中学校での受け入れを可能とすること
- (6) 福祉タクシー券の所得制限はやめること。また、福祉タクシー券を増額すること。対象要件は下肢障害に限らず実態を反映させること
- (7) 区内に2か所目の精神障害者地域生活支援センターを北部地域に設置すること
- (8) 精神障害回復者社会適応訓練（デイケア）の年齢制限を取り払い継続した支援を行うこと
- (9) 返却方式の区議会だよりや区報は、図書館などにも保管し、いつでも閲覧できるようにすること
- (10) 点字版なかの区報を希望者に配付すること

- (11) 日常生活用具の支給品目と要件を拡大すること
- (12) 手話言語条例の制定を進めること

3. 就労支援策の強化、障害者の所得保障にむけた支援を

- (1) 障害者が就労している作業所に対して、区の発注を増やすこと
- (2) 障害者の雇用支援ネットワークを充実し、障害者福祉事業団のジョブコーチの人員体制を強化すること
- (3) 四季の森公園などの民間委託や、指定管理者施設でも障害者雇用を促進すること

4. 医療・療育環境の充実を

- (1) 障害児（者）への摂食指導を充実させ、周知などに努めること
- (2) 精神障害者の自立支援医療については、診断書の費用負担をなくすよう国や東京都に働きかけるとともに、当面、区として助成を行うこと
- (3) 放課後デイサービスについては、療育の支援に努めること
- (4) 青年・成人の余暇活動を地域生活支援事業として位置づけ支援するよう、国・東京都に働きかけること
- (5) 知的障害者生活寮・緊急一時保護事業の見直しにあたっては、利用者と保護者に負担が生じないように対応すること

III. 子どもたちのすこやかな発達を

1. 認可保育園の増設と保育施策の充実を

- (1) 認可保育園について
 - ① 認可保育園の増設で待機児童の解消を図ること
 - ② 園庭を備えた認可保育園の整備に努めること
 - ③ 面積基準と保育士配置の緩和は行わないこと
 - ④ 子どもの安全確保のため、保育定員以上の受け入れは行わないこと
- (2) 区立保育園の民営化は行わないこと
- (3) 保育料の値上げは行わないこと
- (4) 保育士・看護師を安定的に確保するために家賃補助等をさらに拡充すること
- (5) 区立保育園について、以下の改善・充実を図ること
 - ① 現行の職員配置及び施設や設備基準・定員を切り下げないこと
 - ② 延長保育・産休明け保育の拡充、障害児保育の充実のため、十分な職員配置と必要な施設・設備の整備を行うこと

- ③ 職員の新規採用を図り保育士の年齢や経験などバランスのとれた職員配置を行うこと
 - ④ 保育園アルバイトの賃金を引き上げること
 - ⑤ 保育園の給食調理・用務の業務委託は再検討すること
- (6) 私立保育園について、以下の改善・充実を図ること
- ① 私立保育園については、職員配置（常勤・正規職員の割合、看護師・栄養士・調理員の配置、経験年数など）や施設・設備が区立園と同水準となるように十分な財政支援を行うこと。また、研修費の補助を行うこと
 - ② 派遣契約で雇用した職員を運営費の対象とすること
 - ③ 産休代替職員に対する助成を増額すること
 - ④ 事務職員を常勤で雇い入れるための人件費に加算・補助を行うこと
 - ⑥ 保育所運営充実費を増額すること
 - ⑦ アレルギー児の食材費、アレルギー対応専用備品購入及び代替食調理にかかる加配分人件費の補助を行うこと
 - ⑧ アレルギー児対応の補助要件を見直し、アレルギーフリー献立も補助対象とし、すべてのアレルギー児に対して補助を行うこと
 - ⑨ 障害児及び疾病のある乳幼児の入所内定を、通常より早く保育園側に相談すること。また、判定にあたっては、アポロ園などから専門家を入れること
 - ⑩ 障害児加算は入園当初より行うこと
 - ⑪ 延長保育への助成を拡充すること。また、書類の繁雑な記載事項を簡素にすること
 - ⑫ 園庭のない保育園によるプール遊びは、公園などでの利用を検討すること
 - ⑬ 区立公園の利用（運動会などの行事）手続きを簡素化すること
 - ⑭ 学校 110 番非常通報システムの点検及び買換え費用の補助を検討すること
- (7) 地域型保育事業について、以下の改善・充実を図ること
- ① 小規模保育はA型施設を基本とすること。また、B型施設であっても保育士資格者による保育に努めること
 - ② 家庭的保育に対しては、連携施設及び近隣園からの給食搬入等の支援に努めること
 - ③ 欠員対策費の支給により、運営の安定性を支援すること。また、空き家情報の周知についても工夫を図ること
 - ④ 事業者が十分な休息を確保できるようにすること
 - ⑤ 連携施設における継続受け入れの見通しを事業者と保護者にきちんと示すこと
- (8) 認証保育所について、以下の改善・充実を図ること
- ① 保育園入所基準指数の加算されるポイントを地域型保育事業と同様にすること
 - ② 認可保育園への移行を希望する事業者への支援を強めること
- (9) 実効性のある「保育の質ガイドライン」の早期策定及び区内すべての保育施設での活用に努めること

2. 幼稚園の充実を

- (1) 私立幼稚園について以下の改善・充実を行うこと

- ① 入園料補助金の大幅な増額を行うこと
 - ② 保護者補助金を増額すること
 - ③ 東京都に対し幼稚園就園奨励補助金の継続を求めること。さらに区独自の上乗せを行い、保護者の負担軽減を図ること
 - ④ 園児のつどいへの助成を継続し増額すること
 - ⑤ 預かり保育推進補助金を増額すること
 - ⑥ 平日における地域と連携した防災訓練の実施を調整すること
 - ⑦ 防災用品や防災無線を設置するための支援をすること
- (2) 区立幼稚園は認定こども園に移行せず、存続させること

3. 児童館・学童クラブの充実を

- (1) すべての児童館を存続させること
- (2) 学童クラブの充実を図ること
 - ① どの子どもも希望する学童クラブに入れるようにすること
 - ② 保護者が育児休業や自宅療養中の場合も、継続した学童保育を保障すること

4. 子どもの育つ環境の整備を

- (1) 子どもの権利条例の制定に向けた検討を行うこと
- (2) 子どもの貧困状況に関する区内の実態把握に努めること
- (3) 子ども家庭支援センターを充実し、関係機関との連携のもとでの対策を強化すること。虐待された子どもと、その親へのケアを行うこと
- (4) 児童虐待防止法を真に実行あるものにするため、国に必要な財源措置を求めること
- (5) 児童虐待に対する体制強化を図るため、児童福祉士と児童心理士の増員を東京都に求めると
- (6) 児童相談所の移管にあたっては十分な体制をとること
- (7) 障害児及び発達に気になる子への巡回指導をさらに増やすこと
- (8) 乳幼児事業は、親と子の負担にならないように区の責任で身近な地域で実施・拡充すること
- (9) 性感染症やエイズの予防、子宮体・頸がんに関する啓発普及を行うこと
- (10) 子ども達に対し、受動喫煙防止に向けた対策を支援すること

IV. どの子にもゆきとどいた教育を

1. 教育条件の改善を

- (1) 国と都に小中学校全学年での30人以下学級の実現を求めること。また、区として少人数学

級の実施を検討すること

- (2) 生活保護の基準引き下げに伴って就学援助が廃止とならないよう措置を講じること
- (3) クラブ費、生徒会費、PTA費、眼鏡代などに就学援助費を拡充すること
- (4) 就学援助の準要保護者の基準を生活保護基準の1.2倍へ戻すこと
- (5) 区独自の給付型奨学金制度を検討すること
- (6) 通学路の危険なブロック塀等の除去を図ること。
- (7) 登下校時の安全確保のため十分な人員配置を行うこと
- (8) 2学期制を見直し、3学期制に戻すこと
- (9) 小規模の教員配置基準、特に専科教員の基準見直しを国・東京都に強く求めるとともに、当面、中規模以下校で専科教員の複数配置（加配）を実現すること
- (10) タイムカードなどを使い、教職員の労務管理を行うこと

2. いじめや不登校対策、障害児教育などの充実を

- (1) 学校教育やスポーツから体罰・暴力を生みださないこと
- (2) いじめの実態を正確につかみ、被害児童・生徒の人権を守るための対応と、加害児童・生徒への丁寧な指導が行えるように現場を支援すること
- (3) スクールソーシャルワーカーのさらなる増員を図ること
- (4) スクールカウンセラーを小学校全校に配置すること
- (5) 中学校において課題や困難のある生徒をサポートする介助員を適切に配置すること
- (6) 「心の教室」の相談時間数を増やし、直通の専用電話（携帯電話も可）を配置すること
- (7) 障害児教育について、以下の充実を図ること
 - ① 情緒障害等を対象とした通級指導学級を継続すること
 - ② 特別支援学級の教具・教材を最新のものに買い替えるなど充実すること
 - ③ 特別支援学級の教員は、男女の比率、年齢、経験年数を配慮すること
- (8) 教育センターの相談室を増やし、区内複数箇所に適応指導教室を整備すること

3. 学校給食の安全対策を

- (1) 学校給食費の無償化に向けた検討を行うこと
- (2) 給食食材の放射能検査を実施すること
- (3) 食材の産地を公開すること
- (4) 農薬汚染の輸入作物及び遺伝子組換え食品が混入しないよう努力をすること
- (5) 健康教育・指導及び食育など重要さを増す学校栄養士の全校配置を東京都教育委員会に求めること
- (6) 強化磁器食器の未使用校を早期に解消すること
- (7) すべての学校給食施設にドライシステムを導入すること

4. 学校施設の整備・改善、学校図書館や部活動の充実を

- (1) 学校再編計画(第2次)前提の統廃合は見直し、区民から出された意見・要望を反映させること
- (2) 学校再編計画の検証を行うこと
- (3) 小中学校の体育館へのエアコン設置を早期に図ること
- (4) 小中学校の維持補修費を増額し、雨漏りのない学校と老朽化した校舎の改善を図ること。(雨漏り対策や床・壁改修、教室・廊下・体育館の照度、フェンスの赤錆、窓・非常階段・トイレ改修など)
- (5) 水飲栓直結給水化の早期整備を行うこと
- (6) 下駄箱やロッカーなどを利用しやすく改善すること
- (7) 非構造部材の点検と耐震化を進めること
- (8) 小中学校のバリアフリー化に取り組むこと
- (9) 洋式トイレの設置及びトイレに擬音機を設置すること
- (10) 学校図書館について、以下の充実を図ること
 - ① 蔵書数が文科省の基準に達していない学校は早急に改善を図るとともに、図書費を増額すること
 - ② 指導員の在館時間を延長すること。指導員の削減は行わず、常勤化に向けた取り組みを国に求めること
 - ③ 子どもたちの居場所として土曜・日曜の開館、長期休暇中の開館を検討すること
 - ④ 可能などころから図書館のスペースを拡大すること
 - ⑤ 運営を民間委託しないこと
- (11) 部活動の充実のために、以下の改善を図ること
 - ① 運動部、文化部の備品の充実を図ること
 - ② 部活動を援助している非常勤講師に対し、外部指導員手当に相当の支給など、実態に応じた処遇改善を図ること
 - ③ 指導員の報償費増額など、指導員を継続的・安定的に確保できるようにすること

5. 自主性、主体性を尊重した豊かな中野の教育を

- (1) 「子どもの権利条約」「教育行政区民参加条例」の精神を生かした学校・学級運営に心がけるとともに、条約・条例の区民への周知に努めること
- (2) 環境教育の充実を図ること
- (3) 平和教育を小中学校の授業に取り入れること
- (4) 性的マイノリティ(LGBT)の理解を進める教育を行うこと。また、そのための教員研修を充実させること
- (5) 危険ドラッグなど薬物乱用防止の啓発と教育を充実させること
- (6) がん教育を進めること
- (7) 競争・管理主義の強化ではなく、自主性・自発性・自律性を尊重した学校運営に努めること
- (8) 学校の教育計画・生徒指導などの方針は、すべての教職員の十分な論議を踏まえて作成・実

践されるよう配慮すること

- (9) 教育委員会と区民との定期的な対話の機会を設けること
- (10) 日の丸・君が代を強制することのないよう、学校行事等で十分に配慮すること
- (11) 学校での喫煙防止教育を実施すること
- (12) 子どもの発達段階に応じて、デートDVなど性教育を充実させること

V. 社会教育・文化・スポーツの充実を

1. スポーツ・文化施策の充実を

- (1) 施設使用料の算定にあたっては、現行の人件費や減価償却費まで算出基礎に加えるフルコスト方式を見直すこと
- (2) プール・体育館など、障害者・高齢者・子どもの体育施設使用料の減免を検討すること
- (3) 中野中のプール開放については、より広く区民利用が図られるよう柔軟なコース利用にすること
- (4) 中野体育館における利用者の熱中症対策を図ること
- (5) 体育館の駐車料金の値下げを検討すること。また、大会時の無料駐車枠を増やすこと
- (6) 体育施設の建設、改築及び改修にあたっては、計画段階から体育協会をはじめスポーツ団体・競技団体等の参加のもとで行うこと
- (7) 哲学堂公園のスポーツ施設の改善・充実を図ること
- (8) 文化振興条例の策定を検討すること
- (9) 学校開放の推進を図ること

2. 図書館の充実を

- (1) 東中野・本町図書館を廃止せず、区立図書館8館体制を維持し、図書館行政を住民要求にあわせて充実させること
- (2) 図書資料及び視聴覚資料等の充実を図ること
- (3) 指定管理者制度による図書館の管理運営を検証すること

3. 中・高生施策の充実を

- (1) 中・高生利用の館を当事者の参画を経て整備すること
- (2) スケートボードや3オン3バスケットボール、フットサルができる広場や、ダンスのできる場所の確保に努めること

VI. 青年の就労・自立支援の充実を

- (1) ブラック企業対策として、生活援護や就労相談窓口で相談を受けた際には、国や東京都の関係機関へ丁寧につなぐこと。また、ブラック企業対策に特化したウェブサイト을区ホームページに追加すること
- (2) 企業合同就職会や就職相談会の実施回数を増やすこと
- (3) 区内事業者に新規採用枠の拡大を働きかけること
- (4) 区内企業に対して、労働基準法遵守の啓発を区独自に行うこと
- (5) 不安定雇用やニート、ひきこもりなど、困難を抱える青年を総合的にサポートする総合相談窓口の設置を検討すること

VII. 中小企業・商店街支援の強化を

1. 区内の中小小売店の営業と地域環境を守るために

- (1) 中小企業振興基本条例の制定にむけた検討を行うこと。また、若手育成、高齢化対策などの支援を検討すること
- (2) 商店版リフォーム助成の実施を検討すること
- (3) プレミアム商品券を発行すること
- (4) 中野駅周辺に偏りがちな振興策を区内全域に広げる検討を行うこと
- (5) 「新・元気出せ！商店街支援事業」の事業補助上限額制限を見直すこと。また、イベント助成金交付は迅速に行うこと
- (6) 商店街の街路灯などの共同施設は設置から撤去に至るまで、維持・管理を支援すること
- (7) 商店街の歩道については公共性の見地から支援を強化し、優先して補修を行うこと。その際、点字ブロックの敷設状況を見直すこと
- (8) 区内共通商品券の普及拡大と利用促進を図るとともに、区の事業での利用拡大を図ること
- (9) 「特定小売店舗の立地に関する条例」を以下の方向で見直すこと
 - ① 特定商業施設の範囲にゲームセンター、パチンコ店などの興業場を加え、さらに規制対象は500㎡（店舗面積）以上とすること
 - ② 新規出店施設だけでなく、既存施設も規制対象とし、深夜営業する施設は300㎡以上を対象とすること
 - ③ 近隣住民から求めがある時は、協定を結ぶ義務を事業主に課すこと
 - ④ 事業主が区の勧告に従わない時は、それを公表し営業の停止などができるものとする
- (10) 買い物に困難な区民を支える宅配事業・移動販売を支援すること
- (11) 空き店舗への支援は、地域にコミュニティとして根付き、店舗として自立できるよう工夫すること

2. 区内業者の育成と優先発注及び契約の改善を

- (1) 公契約条例を制定すること。そのための検討会を立ち上げること
- (2) 良質な公共工事の確保のため、現場労働者・一人親方等の賃金・衛生の実態調査を行うこと
- (3) 区施設の建設・工事の発注事業は分割発注に努めること
- (4) 区内業者の仕事を確保するため、小規模事業者登録制度の周知を図り、申請などの書類を簡略化すること。また、発注促進が図られるよう運用を改善すること
- (5) 入札制度の改善について、以下の対策を講じること
 - ① 条件付き一般競争入札制度を継続すること
 - ② 最低制限価格の下限を東京都と同様に引き上げること
 - ③ 実体のない「区内業者」は排除すること
 - ④ 瑕疵のある施工や不正行為をした業者の入札参加禁止期間を延長すること。また、東京都が参加禁止した業者については、当区においても禁止すること
 - ⑤ 指名競争入札を行う場合は、入札の公平性と透明性を保つこと
 - ⑥ 入札1回目での辞退に対して積算資料の提出を義務づけること
- (6) 総合評価方式の改善について、以下の対策を講じること
 - ① 評価項目に、格差是正への取り組み、安全への配慮、区民雇用率を加えること
 - ② 区内業者を下請した企業に二省協定の労務単価を加点すること
 - ③ 特別簡易型の価格点の係数を70から50とするよう検討すること
 - ④ 他区業者の選定基準は、建設業務法上、品質管理上の不適格業者や、工事規模を明らかに超える企業参入などを規制できるようにすること
 - ⑤ 下請に至る労働条件の基準を定めること
- (7) 区が発注・助成する工事で以下の措置を講じること
 - ① 下請業者には区内業者を用いるよう、元請け業者に要請すること
 - ② 元請けに対し、賃金の切り下げ、下請け代金の不払いなどを生じないよう指導を強めるとともに、これらの問題が発生した際、元請け責任を明らかにして立替払いを勧告するなど、機敏に対処すること
 - ③ 元請けが倒産して下請け業者に代金が支払われない事態が生じないよう、契約方法の変更や運用上の工夫を講じること
- (8) 契約内容の内訳を明示し、設計労務単価の引き上げや、法定福利費が適正に反映されているか検証できるようにすること
- (9) 設計労務単価の引き上げを国に求めること
- (10) 地籍調査業務などの測量委託については、区内専門業者を優先し発注を増やすこと
- (11) 土木・建設等の工事などの随意契約については、厳正かつ慎重に行うこと

3. 融資制度の改善を

- (1) 借り換え保証制度を新設し、返済期間を10年にすること。また、「特別保証制度」や「返済条件の変更中」でも利用できるようにすること

- (2) 産業経済融資などの要件を緩和し、申し込みを簡略化すること。また、区の利子補給により本人負担の軽減を図ること
- (3) 区として信用保証料の助成を検討すること。また、信用保証協会の審査基準や融資期間の緩和を強く求めること

4. 倒産・失業等への支援策を

- (1) 失業などにより収入が激減した区民に対する、国保料や教育費、保育料等の減免など相談業務を充実すること
- (2) 相談窓口の拡充と改善を図ること

VIII. 災害に強い中野をめざして

1. 大震災に備えた対策を

- (1) 家屋等の倒壊などから区民の命を守るため、以下の対策を講じること
 - ①早急に木造・非木造住宅耐震補強工事助成を行うこと。また、木造住宅の防・耐火改修助成を検討すること
 - ②倒壊の危険のあるブロック塀の撤去・改修に助成制度を設けること。また、擁壁の改修助成を検討すること
 - ③危険建物、ブロック、擁壁などの調査を行い「危険度マップ」に反映させること
 - ④高齢者・障害者の家具転倒防止事業の周知を図るとともに、器具代を無料とすること
 - ⑤新耐震基準(1981年6月以降)の木造住宅の耐震診断・耐震化についても支援を行うこと
- (2) 不燃化特区に指定された弥生町三丁目周辺の防災まちづくり及び大和町地域防災まちづくりは、住民合意を基本に進めること。また、必要な支援策を実施すること
- (3) 昭和40年代頃までに都市計画決定された道路については、整備の是非や修正を含めて住民参加で検証し、事業化については拙速に進めないこと
- (4) 妙正寺川の三谷橋から環七通りまでの河川管理道路の整備と、野方2丁目内中野工業高校敷地を緑道公園として整備するよう東京都と協議すること
- (5) 帰宅困難者対策として、以下の対策を講じること
 - ① 帰宅困難者を出さないため、大型店及び大学・専門学校等に食料や水、毛布などの備蓄物資を配し、一時収容できるよう協力を求めること
 - ② 鉄道事業者や商店街、大型店などと協定し、電光掲示板や放送設備などで、被害状況や交通情報、避難誘導などの情報を提供すること
 - ③ 区民が理解しやすく外来者にも案内できるように、地域防災情報が網羅された中野区防災地図に改定し、頒布すること
 - ④ 中野区帰宅困難者対策協議会に障害者団体、医療関係者の参加を得るとともに女性の比率を

高め、体制強化を図ること

- (6) 避難所の管理・運営について、以下の対策を講じること
 - ① 食料、水、ミルク、おむつ、生理用品、燃料等、生命にかかわる災害対策備蓄物資については、適正な確保と配給に努めること
 - ② ダンボールベッドを備え、活用を図ること
 - ③ 暖房器具、発電機の配備を充実させること
 - ④ 障害者、LGBTに配慮した管理・運営に努めること
- (7) 避難行動要支援者への対応は、区が責任を持ってきめ細かく行うこと
- (8) 地震災害などの救援・復旧活動を円滑に行うためのネットワークを構築すること。そのために、中野区をはじめ町会・自治会、商工会、建設従事者の団体、労働組合など幅広い団体による検討会を設置すること
- (9) 長周期地震動については、国、東京都の動向を注視しながら、建築指導や相談などの対応を図ること
- (10) 大災害時における初期救出に役立つよう清掃車にバール・ジャッキ等を常備すること
- (11) コミュニティFMの設置の検討を行うこと
- (12) 障害者・高齢者を対象に感震ブレーカーの設置助成を行うこと

2. 水害から区民を守るために

- (1) 雨水流出を抑制するため、区内全域で以下の対策を講じること
 - ① 家庭の雨水貯留タンク導入や流出抑制装置への助成をすること
 - ② 雨水流出抑制施設を設けていない公共施設を明らかにし、対策を急ぐこと
 - ③ 雨水活用を区の施策に位置づけ、トイレなどの中水活用に取り組むこと
- (2) 私道整備・私道排水管の整備の全額助成を実施すること
- (3) 江古田川・妙正寺川流域の内水対策と、神田川・妙正寺川の時間雨量 100mm 対策を東京都に働きかけること
- (4) 土砂災害特別警戒区域については、私有地の擁壁や家屋の補強に対し補助を検討すること

IX. 安心して住み続けられる中野のまちに

1. 性の平等、誰もが尊厳を持って生きられる社会をめざして

- (1) ヘイトスピーチを許さない立場から、ポスターの普及やイベントでの啓発を進めること
- (2) 性的マイノリティ(LGBT)の理解のための啓発活動を行うこと。認証制度の内容の拡充と普及の充実を図ること
- (3) ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントの防止及び女性の経済的自立の支援の促進に力を注ぐこと

- (4) 各種審議会・委員会の女性委員を増やすこと

2. 公園の利用と管理運営の改善を

- (1) 平和の森公園の草地広場は、現在のまま残すこと
- (2) 哲学堂公園の再整備の見直しは、区民と利用者の参加のもとで行うこと。また、児童遊園は現状のまま活用すること
- (3) プレーパークの整備を行うこと
- (4) 公園で水遊びができるよう整備と運営を図ること。また、水質の安全対策をとること
- (5) 四季の森公園内の芝生管理を見直し、草地にすること
- (6) 公園トイレの設置、公園遊具などの充実、設備の改善を急ぐこと
- (7) 公園利用について近隣住民と話し合う場を設け、子どもの利用をひろげること
- (8) 公園の植栽・清掃・除草費を確保し、公園・広場を整備すること

3. 福祉のまちづくりの理念にそった環境改善を

- (1) 公共施設に多機能トイレの設置を進めること
- (2) 道路や建物のバリアフリー化を進めること
- (3) 電線の地下埋設及び街路灯の移設などにより、安全の確保と景観の向上に努めること
- (4) 看板、商品、自動販売機など歩道に張り出している障害物を整理し、安全に歩けるように指導すること。
- (5) J R・西武鉄道・東京メトロに対し、以下の対策を求めること
 - ① 鷺ノ宮駅南口にエレベーターを設置するため、西武鉄道に働きかけること
 - ② J R東中野駅東口にエスカレーター・エレベーターを早期に実現すること。また、ホームドアや可動ステップの設置を急ぐこと
 - ③ 新井薬師前駅踏切の安全を確保するため、駅施設内の歩道幅を拡幅するよう西武鉄道に働きかけるとともに、ホームドアや可動ステップを設置すること
 - ④ 中野駅南口に公衆トイレを設置すること
 - ⑤ 各駅構内に多機能トイレを設置するよう、J R・西武鉄道・東京メトロに申し入れること
- (6) 区内バス停の上屋とベンチの設置についてバス会社に働きかけること
- (7) 東中野駅西口の桜並木は、桜を植樹し並木を保存するとともに、菜の花を咲かせること

4. 中野駅周辺まちづくりについて

- (1) 中野駅周辺まちづくりの実施にあたっては、区民合意の形成に努めること
- (2) 中野駅西側南北通路・橋上駅舎整備は、遅滞なく進めること。また、朝・夕の北口改札の現況を鑑み、即効的な措置を講じるよう J R と協議すること
- (3) 区役所・サンプラザの再整備事業は、すべての売却処分を前提とした方針は見直すこと
- (4) 中野駅南口地区の再開発計画は、居住者の権利や住環境及び駅前商店街への影響に配慮する

こと

- (5) 中野駅西口地区の再開発計画は、商店街のにぎわいとともにより地権者・近隣住民の居住権を鑑み慎重に対処すること

5. 西武新宿線沿線連続立体交差事業と沿線まちづくりについて

- (1) 西武新宿線の連続立体交差事業では、立ち退きを強要せず、関係住民の理解と合意を十分に得ること
- (2) 区画街路第3・4号線の事業については、関係住民の理解を得るよう努めること
- (3) 住民合意のない補助220号線整備については強行しないこと
- (4) 野方駅以西の踏切渋滞解消については地下化の実現のために都に働きかけること

6. 良質な住宅環境の整備と支援を

- (1) 建築物の高さ制限などの規制により、景観・住環境を守ること。また、景観条例の制定及び景観計画の策定を検討すること
- (2) 都営住宅の建設を東京都に強く働きかけること
- (3) 都営・区民住宅の建て替えにあたっては、バリアフリー化を徹底するとともに高齢者・障害者福祉住宅の併設を基本とすること
- (4) 高齢者福祉住宅を増設すること
- (5) サービス付き高齢者住宅を整備すること
- (6) 民間賃貸住宅に住む新婚世帯、ファミリー・青年層に家賃を補助する仕組みを検討すること
- (7) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居を促進するために、行政・民間事業者・NPO団体の三者をもって居住支援協議会を創設すること
- (8) 空き家の活用にあたっては、地域住民の合意のもとに検討すること
- (9) 違法民泊の拡大をくい止める手立てをとること
- (10) 旅館業法施行条例を見直し、フロント設置を義務づけること
- (11) 住宅リフォーム助成の実施を検討すること

7. 区民本位の交通対策を

- (1) 区内駅周辺の歩行者・自転車・車の錯綜の解決については、障害者、高齢者、母子など交通弱者に十分配慮し、歩行者の安全性・利便性を中心に取り組むこと
- (2) 中野通りと西武新宿線の交差点付近の渋滞を解消するため、パーキングエリアの廃止、道路信号機の改善などの対策を図ること
- (3) 鷺ノ宮駅より南側の中杉通り歩道の安全を図ること
- (4) 上鷺宮・鷺宮等の交通不便地域の解消のため、区の財政支援によるコミュニティバス事業の再構築を行うこと

- (5) オンデマンド交通の具体的な検討を進めること

8. 自転車・バイクの安全と放置対策を

- (1) 自転車利用者に交通ルールとマナーを啓発すること
- (2) 自転車レーンを整備すること
- (3) 自転車のチャイルドシート及び子ども用ヘルメットの購入費助成を検討すること
- (4) 区内駅周辺に自転車駐車を増設すること。再開発に伴い縮小させないこと
- (5) 鉄道事業者に対し自転車駐車場用地の無償提供や運営費用など応分の負担を求めること
- (6) 自転車駐車場の利用率向上のため学生割引などの対策を検討すること
- (7) 撤去料を値下げするとともに分割払いにも応じること
- (8) 東京都のバイク駐車場設置助成などの活用で民間を含めバイク駐車場の整備を進めること。
また放置バイク対策を強めること

9. 動物愛護と管理の推進を

- (1) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成について、個人や団体も対象とし、区内全域で地域猫対策を行うこと
- (2) 地域猫事業の拡充をめざし、町会の理解促進を図ること。町会への説明会の回数を増やし内容を改善すること
- (3) 獣医師会未加入の動物病院についても不妊去勢手術の対象とすること。区内動物病院には耳カットの徹底を求めること
- (4) 動物愛護と管理の普及啓発を拡大し、愛護動物への虐待防止へ具体策を講じること

X. 資源循環社会の実現を

1. 即時原発ゼロ・地球温暖化抑止をめざし、再生可能エネルギーへの転換を

- (1) 放射線測定器を購入し、区民に貸し出せるようにすること
- (2) 放射能汚染に関して、区独自の食品検査体制整備や給食食材の測定を実施すること
- (3) 二酸化炭素の排出削減へ実効ある措置をとること
 - ① 中野駅周辺の再開発による二酸化炭素の排出増加を、ビル建設と業務床増加の両面から正確に評価すること
 - ② 開発、産業、業務、交通、区民生活の各分野で排出抑制・削減の対策を講じること
 - ③ なかのエコポイントを区民が参加しやすいように改善し、参加世帯数を大幅に増やすこと
- (4) 地球温暖化防止のために活動する市民団体を育成し、支援すること。そのための活動場所を「消費生活展」の他に増やすこと

- (5) 太陽光、太陽熱、地中熱など、地産地消のエネルギーへの転換を進めること。また、そのための助成制度を創設すること
- (6) パリ協定の要請に基づき、気温上昇を2度未満に抑え、且つ、原発ゼロの社会を達成させるよう環境基本計画の不断の見直しを行うこと
- (7) 気候変動適応計画を策定すること

2. 食の安全対策を

- (1) 国・東京都に対し、以下のとりくみを強めるよう働きかけること
 - ① TPPからの撤退と、FTA拒否を政府・国会に求めること
 - ② 豊洲新市場における食の安全確保と、地下汚染水のコントロールを東京都に求めること
 - ③ 「築地は守る」との公約に基づいた検討を東京都に求めること
 - ④ 食品添加物・農薬などの基準は、安全性を第一に設定し、規制緩和を行わないこと
 - ⑤ 遺伝子組換え食品の表示をより広範な品目で、より厳密なものとする
- (2) 感染症予防や食品の衛生環境を守るため、食品の監視指導体制を強化すること
- (3) 食育区民運動や食育ホームページで食品の安全性についての情報をきちんと提供すること

3. 公害・環境破壊から区民を守るために

- (1) 現存するみどりを守ること。みどりを増やす計画をつくり区内の緑被・緑視率を高めること
- (2) アスベスト被害を予防する条例を検討すること
- (3) 環境・健康に影響を及ぼすダイオキシン、環境ホルモンなど有害物質の実態調査を行うとともに、区民への情報提供、普及、啓発を進めること
- (4) 羽田空港への都心上空を通る新空路に対し、国・東京都に中止を求めること

4. ごみゼロの推進と清掃事業の充実を

- (1) 家庭系ごみの有料化を行わないこと
- (2) 個別収集の拡大に努め、そのためにも人員配置を強化すること
- (3) ごみの発生抑制や回収・処分を事業者には義務づけること
- (4) 分別回収・資源化の種類を増やすとともに、資源化に取り組む区民活動を支援すること
- (5) 生ごみコンポスト化の取り組みを進めること。区民の活動を支援すること。発生する堆肥・腐葉土のリサイクルルートを開拓すること
- (6) プラスチック製容器包装回収・処分の事業者責任を明確にすること
- (7) 環境学習を推進するために、スケルトンの清掃車を配備すること
- (8) 資源循環型リサイクルを徹底し、大手メーカー・大型店に引き取りや回収費用の負担を義務づけること
- (9) 資源循環型社会の構築に向けて、区民と区、業者が一体となって進める仕組みづくりを検討すること

- (10) 外国人居住者や観光客の増加が見通される中で、ごみの排出にあたっての情報を的確に伝達していくこと
- (11) 清掃業務の安易な委託は行わないこと

XI. 平和と民主主義、住民自治の発展を

1. 憲法擁護・非核平和事業の充実を

- (1) 政府に安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求めること。また、核兵器禁止条約に参加するよう求めること
- (2) 横田基地への CV-22 オスプレイの配備を撤回するよう国に求めること
- (3) 「憲法擁護・非核都市の宣言」並びに「中野区における平和行政の基本に関する条例」にもとづき、憲法 9 条を守る立場を鮮明にして、区民参加の憲法擁護・非核平和事業をさらに発展させること
 - ① 被爆者の参加を得て非核平和事業の充実を図ること
 - ② 小中学生を対象にした広島・長崎・沖縄への「平和を考える旅」を企画すること
 - ③ 「憲法擁護・非核都市の宣言」の銘板やポスターパネルの修繕及び設置を行うとともに、区内の戦跡に銘板を設置すること
 - ④ 中野空襲の慰霊碑を設置する場所の提供を検討すること
 - ⑤ 「平和マップ」の更なる充実に努め、区民への普及を図ること
- (4) 現存する旧中野刑務所正門（平和の門）は保存すること
- (5) 平和資料展示コーナーの充実を図ること。平和資料館の整備を検討すること
- (6) 古くなった区の貸し出し用の平和資料の更新を行うこと
- (7) 平和事業における区民参加の場として、(仮称)「憲法擁護、非核平和事業推進区民協議会」を設置すること
- (8) 非核自治体協議会に再加盟すること

2. 区民参加を広げ、住民自治の発展を

- (1) 「政治倫理の確立のための中野区長の資産等の公開に関する条例」を改正し、特別職、区議会議員も資産公開の対象とすること
- (2) 各種の審議会、委員会、協議会、懇談会等の公募委員の比率を高め、会議の公開をはじめ民主的運営に努めること
- (3) 区民が行う公益活動については、自主性・自立性を損なうことなく予算を増額して支援を図ること
- (4) 自治と参加、協働を進めるために自治基本条例の精神に則り、以下の対策を講じること
 - ① 行政の透明性を確保し、情報提供、説明責任の徹底と住民意見の尊重を図ること

- ② 意見交換会やパブリック・コメントを形式的なものとはせず実効性を図ること

3. 情報化推進と個人情報保護の徹底を

(1) マイナンバー制度について

- ① 行政サービスへの新たなマイナンバーの付番や利用範囲の拡大はしないこと
- ② 個人情報の管理には万全を尽くすこと
- ③ 区民がマイナンバーを知らせないことで不利益を生まないこと
- ④ マイナンバーにかかわる不正、詐欺等への区民啓発を行うこと

(2) 区民のひろば、区のお知らせ版の増設をはじめ、情報提供の拡充に努めること

- (3) インターネット等を利用しない区民に対して、サービス格差が生じないようにすること

XII. 区民本位の民主的行財政改革を

1. 財政力強化のため

(1) 23区の財政自主権を確立するため、以下の対策を講じること

- ① 都区における調整三税の配分は、東京都と対等・平等の立場から、区側の需要に合った算定に都区配分を見直して引き上げに努めること
 - ② 事務事業の移管については、新たな区側の負担にならないよう財源を最大限に確保すること
- #### (2) 一方的な負担金・補助金の削減を許さず、憲法25条に定められた責任を果たすよう国・東京都に強く求めること
- (3) ふるさと納税は、郷里への応援や被災地支援など、本来の趣旨をいかせるよう改善を図るよう国に求めること

2. 民主的かつ効率的な区政運営を

(1) 新区役所の設計・整備にあたっては、以下の点を踏まえること

- ① 庁舎利用者の利便性を図るとともに、職員が働きやすい環境・導線とすること
- ② 「ワンストップ」が区民サービスに資するかを十分検討し、公正・公平、効率が欠くことのないようにすること
- ③ 職員の意見を十分に聴取し、設計・整備に反映させること

(2) 職員の自主性と区民との協働を進めるため、以下の対策を講じること

- ① 職員削減政策を改め、新規採用に努めるとともに必要な職員配置を行うこと
- ② 目先の効率・採算の追求を改め、区民福祉の増進に努めること
- ③ 「成果主義」による人事考課はやめること

(3) 区民生活を支える財政運営のために、以下の対策を講じること

- ① 無駄な歳出のカットと規律ある財政運営及び積極的な情報開示に努めること

- ② 積み立て優先の財政運営を改めること
 - ③ 必要な財源確保のために、国と東京都に強く働きかけること
 - ④ 住民税や国保料など滞納分徴収の差押え強化は改めること
- (4) 外郭団体、第三セクターなど天下り管理職ポストを全面的に見直し、廃止を含め簡素化に努めること

3.働きやすい職場で区民サービスの向上を

- (1) パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントを職場から一掃すること
- (2) 自由にものが言えて仕事に意欲が持てる民主的な職場をつくり、区民参加が実効あるものとして区政に活かせるように職員の力量を高めるよう努めること
- (3) 技術、専門性を重視した職員採用及び研修を行うこと